令和5年度 第16回庁議要旨

日時:令和5年11月21日(火)

午前9時~午前9時55分

会場:庁議室

[審議事項]

1 復興交付金事業計画の実績に関する評価の公表について(復興企画部)

東日本大震災復興交付金制度要綱第10の3の規定に基づき、「計画終了年度(全事業完了年度)の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び復興交付金事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う」こととされており、本市では令和4年度に全事業が完了したことから、令和5年12月末日までに評価の公表を行う必要がある。

当該計画の達成状況及び実施状況の実績に関する評価を行い、令和5年12月末日までに評価の公表を行うもの。

(1) 主な内容

当該計画の実績に関する評価は、個別事業の実績に関する評価(以下「個別評価」という。)と総合的な実績に関する評価(以下「総合評価」という。)により評価の公表を行う。いずれも評価を実施するにあたり、評価の透明性、客観性、公正性の確保に努めるよう要綱に規定されているため、それぞれ以下の方法により評価を行った。

○個別評価:当該計画の基幹事業ごとに事業担当課が作成した素案を基に、復興企画部において評価案の作成を行った。

○総合評価:評価の透明性、客観性、公平性を確保するため、宮城県による確認を経て、復興企画 部において評価案の作成を行った。

(2) 今後の予定

令和5年12月末 評価様式を復興庁へ提出 市ホームページにより公表

2 石巻市大川コミュニティセンターの指定管理者の指定について(河北総合支所・市民生活部)

石巻市大川コミュニティセンターについては、令和3年度より指定管理制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

大川地区住民のコミュニティ醸成に資するため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和6年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 名 称 石巻市大川コミュニティセンター

イ 所 在 地 石巻市福地字通ヶ崎18番地

ウ 施設概要 木造平屋 延べ床面積 597.69㎡

エ 施設機能 体育館、調理室、ミーティングルーム

- オ 指定管理候補者及び選定方法
 - ① 選定候補者 大川地区振興会 会長 加納 憲夫
 - ② 選 定 方 法 非公募
 - ③ 選定理由 本施設は大川地区コミュニティ活動の再生及び活性化を図るための集会施設であり、当該地域の住民組織が管理運営することで、より一層の地域コミュニティの醸成に資することから、当該施設の指定管理者として大川地区振興会を指定するもの。
- カ 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)
- (2) 今後の予定

令和5年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定について提案

令和6年 2月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結 指定管理者による管理運営開始

3 石巻健康センターの指定管理者の指定について(保健福祉部)

石巻健康センターについては、平成21年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、 現基本協定に基づく指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了となる。

効果的かつ効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和6年4月1日から の指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 名 称 石巻健康センター(愛称「あいプラザ・石巻」)

イ 所 在 地 石巻市立町一丁目7番3号

ウ 施設概要 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・アルミニウム板ぶき3階建

敷地面積 2, 295.00 m²

建築面積 1,086.79㎡

建築延床面積 1,865.84㎡

エ 施設機能 温水プール ($25m \times 8m$)、トレーニングルーム、多目的ホール、

教養室(洋室×3室、和室×1室)、健康相談室ほか

- オ 指定管理候補者及び選定方法
 - ① 選定候補者 フクシ・オーエンス共同事業体

代表者 株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役 福士 朝尋 (構成団体:株式会社フクシ・エンタープライズ、株式会社オーエンス)

② 選定方法 公募型プロポーザル方式

6名による石巻健康センター指定管理者候補者選定委員会を設置し、申請者 提出申請書類の審査を行い、選定基準に基づく総合評価方式により指定管理者 候補者を選定した。

なお、選定した指定管理者候補者は、選定基準全項目及び総合評価において、 全ての委員が適正と評価したため、指定管理者候補者として適格と判断した。

カ 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

(2) 今後の予定

令和5年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について 提案

令和6年 3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結 指定管理者による管理運営開始

4 第4期石巻市食育推進計画の策定について(保健福祉部)

本市では、平成21年3月に「石巻の『すこやかな体と心を育む豊かな食』を未来へつなごう」を基本理念に「第1期石巻市食育推進計画」を策定し、その後、国、県の計画との整合を図るとともに、本市の現状や食を取り巻く環境の変化などを考慮し、5年ごとに計画の見直しを行い、食育の推進を図ってきたが、令和5年度をもって現計画期間が終了する。

市民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食育を通じた健康づくりを推進するとともに、各食育関係機関と連携し、本市の地域食材を活かした食育の推進を図るため、「第4期石巻市食育推進計画」を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 基本理念 (第1期計画からの基本理念を継承)

石巻の「すこやかな体と心を育む豊かな食」を未来へつなごう~食を活かした元気な石巻~

イ 計画期間

令和6年度~令和10年度(5年間)

- ウ 基本方向と目標
 - ① 食習慣と健康 生活リズムを整え、栄養のバランスを考えた食事をしよう
 - ② 地産地消 石巻の豊かな食を知り、みんなで味わおう
 - ③ 食文化の継承 石巻の豊かな食を次世代へ伝えよう
 - ④ 食の安全・安心 石巻の安全・安心な食生活を実現しよう

※本計画では、石巻の豊かな食材を活かし、食を通じた健康づくりを推進していくこととし、「食習慣と健康」、「地産地消」を最優先基本方向に設定した。

- 工 推進体制、進行管理
 - ・本市と関係機関との連携はもとより、地域における様々な団体とも連携し、それぞれの特性を 生かした食育推進事業を実施する。
 - ・石巻市食育庁内検討会議及び石巻市食育推進会議において、実施事業の評価及び計画の進行管理を行う。

(2) 今後の予定

令和5年12月 パブリックコメントの実施

~1月

令和6年 2月 食育推進会議開催

3月 第4期石巻市食育推進計画策定

5 石巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について(保健福祉部)

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、一体の計画として 3年ごとに策定しているが、令和5年度をもって現計画期間が終了する。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が確保される体制づくりを図るため、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「石巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 基本理念

生きがいと役割を持って、自分らしく、健やかに安心して暮らせるまちづくり

イ 計画期間

令和6年度~令和8年度(3年間)

ウ 基本方針

- ① 生きがい創出と社会参加の促進
- ② 健康増進と介護予防の推進
- ③ 生活支援の充実
- ④ 認知症施策の推進
- ⑤ 支え合いと連携の充実
- ⑥ 介護サービス基盤の充実

エ 保険料基準額の設定

令和6年度から令和8年度までの人口、高齢者数、要支援・要介護認定者数などの推計値を基礎 に標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額や、保険料収納必要額を算出し、被保険 者見込数から保険料基準月額を設定した。

基準額 月額5,900円 (第7・8期計画と同額)

(2) 今後の予定

令和5年12月 パブリックコメントの実施

~令和6年1月

令和6年 2月 石巻市介護保険運営審議会からの答申

3月 石巻市高齢者福祉計画·第9期介護保険事業計画策定

6 石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について(保健福祉部)

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づき、一体の計画として3年ごとに策定しているが、令和5年度をもって現計画期間が終了する。

障害者施策の動向や福祉ニーズの変化を踏まえ、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、 地域生活支援事業及び障害児通所支援等の各種サービスを提供するため、令和6年度から令和8年度を 計画期間とする「石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 基本理念

誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり

イ 計画期間

令和6年度~令和8年度(3年間)

ウ 令和8年度における成果目標等

国の基本指針に基づき、本市の実情等を勘案し設定した。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ⑧ 発達障害者等に対する支援

工 重点事業

「第4次障害者計画」の重点施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において 優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定した。

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 相談機能の充実
- ③ 障害福祉サービスの充実
- ④ 障害児通所支援サービス充実
- ⑤ 障害者就労施設等からの物品購入等の推進
- ⑥ 雇用・就労の促進
- ⑦ 移動支援系(行動援護・同行援護・移動支援)サービスの充実
- オ 障害福祉サービス、障害児福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量と確保の方策 利用実績の推移、障害のある人等のニーズ等を勘案し、利用者数や利用量の見込を設定し、その見 込量の確保のための方策を定めた。

(2) 今後の予定

令和6年1月 令和5年度第4回石巻市障害福祉推進委員会開催 (パブリックコメントの 実施について)

1月 パブリックコメントの実施

 ~ 2 月

- 2月 令和5年度第5回石巻市障害福祉推進委員会開催(最終案)
- 3月 石巻市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定

7 石巻かわまちエリア都市再生整備計画(まちなかウォーカブル推進事業)の変更について (建設部・産業部)

本市では、中心市街地における「駅前エリア」から「川沿いエリア」間を「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを推進する滞在快適性等向上区域に設定し、官民が連携した持続可能なまちづくりを進

め、かわまちエリアの賑わい創出と拡大及び回遊性の向上を図るため、令和4年3月に「石巻かわまちエリア都市再生整備計画」を策定した。また、令和5年3月には中瀬地区を滞在快適性等向上区域に追加する計画変更を行った。

本計画に新たな事業を追加するほか、既存事業の変更を行うことにより、かわまちエリアにおける賑わいの創出と拡大及び回遊性のより一層の向上を図るもの。

(1) 主な内容

ア 事業の追加・変更

- ① 新規事業の追加
 - (i) 旧石巻ハリストス正教会教会堂の外構整備(植栽・緑化) [生涯学習課]
 - (ii) ベンチアートの設置 (5台) [商工課]
 - (iii) デジタルサイネージの設置(2台) [地域振興課、商工課]
- ② 事業内容の変更
 - (i) 情報板展示内容検討及び設置事業(街なかに設置する情報板7基追加)〔都市計画課、 生涯学習課〕
- ③ 総事業費の変更

変更前 126,500千円 変更後 202,900千円

イ 計画期間の延長

変更前 令和4年度~令和6年度(3年間) 変更後 令和4年度~令和8年度(5年間)

- ウ 目標値の変更
 - (i) 歩行者回遊率 変更前 45%(令和6年度) 変更後 47%(令和8年度)
 - (ii) パブリックスペースで開催されるイベント回数

変更前 40回(令和6年度) 変更後 45回(令和8年度)

(2) 今後の予定

令和5年11月 都市再生整備計画(変更案)を国土交通省へ提出 都市再生整備計画の変更及び公表

8 石巻市公立病院経営強化プランの策定について (病院局)

総務省が平成19年に策定した「公立病院改革ガイドライン」及び平成27年度に策定した「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、病院事業を設置する全国の自治体は「公立病院改革プラン」及び「新公立病院改革プラン」を策定し、病院事業の経営改革の取組を行ってきた。

しかしながら、依然として医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いている。

また、公立病院の新型コロナウイルス感染症への対応においては、積極的な病床確保と入院患者の受入、発熱外来の設置等の役割を果たすなど、感染症拡大時に公立病院の果たす役割が再認識されたところであり、今後は病院の役割の明確化や最適化、医師・看護師等の確保の取組を平時から進めておく必要がある。

以上を踏まえ、総務省は令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、地方公共団体に対し令和5年度中の「公立病院経営強化プラン」の策定を要請している。

石巻市立病院及び石巻市立牡鹿病院(以下「市立2病院」という)が持続可能な経営を確保し、市民の健康と生命を守る地域医療の拠点として、また、新興感染症への対応に係る公立病院としての役割を果たすべく継続的かつ安定的に良質な医療を提供するため、石巻市病院事業の中期的な計画を取りまとめた「石巻市公立病院経営強化プラン」を策定するもの。

(1) 主な内容

ア対象施設

石巻市立病院及び石巻市立牡鹿病院

イ 計画期間

令和6年度~令和9年度(4年間)

- ウ 経営強化に向けて
 - ① 役割・機能の最適化と連携の強化
 - (i) 地域医療構想等を踏まえた果たすべき役割・機能
 - (ii) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
 - (iii) 機能分化·連携強化
 - (iv) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標
 - (v) 一般会計からの繰入金の考え方
 - (vi) 住民理解のための取組
 - ② 医師・看護師等の確保と働き方改革
 - (i) 医師・看護師等の確保
 - (ii) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保
 - (iii) 医師の働き方改革への対応
 - ③ 経営形態の見直し
 - ④ 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組み
 - ⑤ 施設・設備の最適化
 - (i) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
 - (ii) デジタル化への対応
- エ 経営の効率化と収支計画
 - ① 経営指標に係る数値目標
 - ② 目標達成に向けた具体的な取組
 - ③ 収支計画
- オ 経営強化プランの点検・評価・公表

「石巻市病院運営審議会」において年1回、点検・評価を実施し、その内容をホームページ等で 公表する。

(2) 今後の予定

令和5年12月 石巻市病院運営審議会説明

令和6年 1月 パブリックコメントの実施

3月 石巻市公立病院経営強化プラン策定

[報告事項]

1 第2次石巻市総合計画実施計画(令和6年度~令和8年度)について(復興企画部)

第2次石巻市総合計画基本計画(令和3年度~令和7年度)が示す施策の実現に必要となる 具体的な事業の概要を明らかにし、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とするため、実施計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 計画期間とローリング方式

- ① 計画期間:令和6年度から令和8年度までの3か年度
- ② ローリング方式:社会情勢の変化や財政状況を勘案し、毎年度、見直しを実施し、個々の事業調整を行う。
- イ 掲載対象:基本計画に掲げている施策に基づく各種事業のうち、市が実施する主な事業を施策 単位ごとに掲載する。なお、国、県及び民間が事業主体となって行う事業であって も、市が事業費を負担、助成する事業は掲載する。行政内部事務、施設の運営・維 持管理事業等は除く。

(単位:千円)

- ウ 構成:実施計画の概要(新規事業等)、施策別事業実施計画、 第2期復興・創生期間に係る対応事業一覧、人口戦略事業一覧、 デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進事業一覧
- エ 実施計画計上事業数及び建設事業費(3か年度分の事業費)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区 分		総事業数	建設事業	
			事業数	事業費
第1章	住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち	40	8	597, 127
第2章	都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち	53	33	13, 322, 488
第3章	共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく 健康に暮らせるまち	99	5	1, 934, 021
第4章	多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち	72	24	6, 270, 437
第5章	豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち	63	13	3, 978, 551
第6章	市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち	13	1	6, 722
合 計		340	84	26, 109, 346

[※] 各種特別会計、企業会計の建設事業を含む。

(2) 今後の予定

令和5年12月 市ホームページで公表

2 財政収支見通しと今後の対応について(総務部)

財政の健全な運営と事務の計画的・効率的な遂行を図るため、今後見込まれる事業費とその財源を加味した、令和6年度から令和8年度までの3か年の財政収支見通しを策定するとともに、復興期間終了後を見据えた今後の財源不足等への対応を示し、市議会全員協議会を経て広く市民に周知するもの。

- (1) 主な内容
 - ア 財政収支見通しにおける試算の前提
 - イ 歳入の見通し
 - ウ 歳出の見通し
 - エ 収支見通し
 - オ 今後の対応
- (2) 今後の予定

令和5年12月中旬 市ホームページに掲載

【その他】

・市立学校におけるインフルエンザの発生状況について (教育長)

以上